令和７年度坂東市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、結婚や子育てについての希望をかなえることができる環境をつくり、本市における少子化対策の強化及び本市への定住促進に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費、リフォーム工事費及び引越費用の一部を予算の範囲内において補助するため、坂東市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、坂東市補助金等交付規則（平成１７年坂東市規則第２５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）新婚世帯　令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間に日本国内で婚姻届を提出し受理されている、又は戸籍に記載されている婚姻日が令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間にある夫婦をいう。

（２）婚姻日　婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。

（３）住居費　婚姻を機に市内に新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費（婚姻日より前に購入した物件にあっては、婚姻日から起算して過去１年以内に婚姻を機に購入した物件に限る。）、賃料、敷金、礼金（保証金等のこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料として支払った費用をいう。ただし、当該費用から、賃料について生活保護による住宅扶助その他の公的制度による補助等を受けている場合にあってはその全額を、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあってはその住宅手当の全額を、賃料について３か月を超える分を支払っている場合にあってはその超える分の額を減じた額を住居費とする。

（４）リフォーム工事費　婚姻を機に実施した住宅のリフォーム（婚姻日より前に実施したリフォーム工事にあっては、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォーム工事に限る。）に要した費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用又はエアコン、洗濯機等の家電購入若しくは設置に係る費用を減じた額とする。

（５）引越費用　婚姻を機に市内に引っ越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

（６）世帯所得　直近の所得証明書を基に、申請時に確認できる夫婦の所得の合計額をいう。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、初回補助対象世帯及び追加補助対象世帯とする。

２　前項の初回補助対象世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

（１）世帯所得が５００万円未満であること。ただし、婚姻日において夫婦の年齢がともに満２９歳以下である場合を除く。

（２）対象となる住居が市内にあり、かつ、当該住居地に住民登録を有し、居住していること。

（３）婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも満３９歳以下であること。

（４）市内に定住する意思を有していること。

（５）同一世帯である全ての者が市税等を滞納していないこと。

（６）他の公的制度による住居費の補助等を受けていないこと。ただし、住居費のうち賃料に対する補助等である場合を除く。

（７）夫婦のいずれもが本市又は他の地方公共団体からこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進事業実施要領に定める結婚新生活支援事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又はこれらの者に準ずる反社会的団体若しくはその構成員でないこと。

３　第１項の追加補助対象世帯は、令和６年度坂東市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和６年坂東市告示第５８号。以下「前年度要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けた世帯であって、その交付額が前年度要綱別表に定められた補助限度額に達しておらず、かつ、賃料及び共益費において補助対象となった期間が３月未満であった世帯とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、婚姻日において夫婦の年齢がともに満２９歳以下であり、世帯所得が５００万円以上である場合は、補助金の額及び補助限度額を３分の１にした額とする。

２　前項に規定する補助金の額及び補助限度額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第５条　補助金の対象となる費用は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に発生したものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　初回補助対象世帯に属し、かつ、補助金の交付を受けようとする者は、結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて令和８年３月３１日までに市長に提出しなければならない。

（１）戸籍謄本（戸籍謄本による婚姻の事実の証明が困難な場合においては、日本国の方式により婚姻の事実を届け出ていることを証する書面）

（２）所得証明書

（３）貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金の返還を現に行っている場合）

（４）物件の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住居費における購入の場合）

（５）物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住居費における賃貸借の場合）

（６）物件のリフォーム工事請負契約書又は請書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（リフォーム工事の場合）

（７）住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）

（８）引っ越しに係る領収書（引越業者等への支払いがある場合）

（９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　追加補助対象世帯に属し、かつ、補助金の交付を受けようとする者は、結婚新生活支援補助金追加交付申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて令和８年３月３１日までに市長に提出しなければならない。

（１）前年度要綱様式第４号に定める結婚新生活支援補助金交付決定通知書の写し。ただし、前年度要綱第７条の規定による交付決定の変更を受けている場合にあっては、前年度要綱様式第６号に定める結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書のうち直近のものの写し

（２）前項第４号から第６号まで、第８号及び第９号に掲げる書類

３　市長は、第１項又は前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第７条　前条第３項により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第５号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第８条　第６条第３項に規定する決定通知又は前条第２項に規定する変更決定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速

やかに結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により交付決定者からの請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（３）この告示に違反する行為があったとき。

（４）その他取消しが相当であると市長が認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第１０条　交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第１１条　市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

２　交付決定者は、前項の規定により報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

３　市長は、適正に補助金の交付を実施するために特に必要と認めたときは、現地調査を行うことができる。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定により交付の決定がされた補助金については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

補助対象世帯の別	補助金の額	補助限度額
初回補助対象世帯	住居費、リフォーム工事費及び引越費用を合わせた額	１世帯当たり３０万円（婚姻日において夫婦の年齢がともに満２９歳以下である世帯にあっては、６０万円）
追加補助対象世帯	賃料及び共益費並びに引越費用を合わせた額。ただし、賃料及び共益費については３月から前年度要綱の規定により補助対象となった月数を除いた月数までに限り、引越費用については市長が当該年度において実施することがやむを得ないと認めたものに限る。	前年度要綱別表の規定による補助限度額から、前年度要綱の規定により交付決定された額を減じた額